

岐阜地域広域圏協議会規約

(協議会の設置)

第1条 岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町及び北方町（以下「関係市町」という。）は、岐阜地域広域圏協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係市町の相互補完及び相互連携に関する事務
- (2) その他協議会発展のために必要な事務

(組織)

第3条 協議会は、会長及び委員9人をもってこれを組織する。

(会長)

第4条 会長は、岐阜市長をもってこれにあてる。

(委員)

第5条 委員は、会長以外の関係市町の長及び岐阜市副市長をもってこれにあてる。

(会長の職務代理)

第6条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、岐阜市に協議会事務局を置く。

(職員)

第8条 会長は、関係市町の職員のうちから、当該関係市町の長の同意を得て、協議会の事務に従事する職員（以下「職員」という。）を選任するものとする。

(職員の職務)

第9条 会長は、職員のうちから事務局長及び事務局次長を定める。

2 事務局長は、会長の命を受け、協議会の事務を掌理する。

3 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 職員は、協議会の事務に従事する。

(事務処理のための組織)

第10条 会長は、協議会の会議を経て、協議会の事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(協議会の会議)

第11条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 4 その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。
(幹事会)

第 12 条 協議会に提出する重要な事案その他協議会の運営上特に必要な事項を審議するため、協議会に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、関係市町の長の指定した者をもってこれを組織する。
- 3 その他幹事会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。
(経費の支弁の方法)

第 13 条 協議会の事務の処理に要する費用は、関係市町が協議して負担する。

- 2 前項の規定による負担金の額及び分賦方法は、協議会の会議を経るものとする。
- 3 関係市町は、前項の規程による負担金を年度開始後直ちに協議会に納付しなければならない。
(予算の調製等)

第 14 条 会長は、毎会計年度予算を調製し年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

- 2 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。
(予算の補正)

第 15 条 会長は、協議会にかかる既定予算に追加又は変更を加える必要があると認めるときは、補正予算を調製し、協議会の会議を経なければならない。
(出納及び現金の保管)

第 16 条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。
- 3 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他会計事務をつかさどる。
(監査委員)

第 17 条 協議会に監査委員 2 人を置く。

- 2 監査委員は、会長が協議会の同意を経て委員のうちから選任する。
(決算等)

第 18 条 会長は、毎会計年度終了後 3 月以内に協議会の決算を作成し、当該年度の事業報告書その他必要な書類を添えて、協議会の会議の認定を経なければならない。

- 2 会長は、前項の認定を受けるにあたっては、監査委員の監査を受けその意見を添えなければならない。
(その他の財務に関する事項)

第 19 条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、岐阜市の財務に関する規定の例による。

(費用弁償等)

第 20 条 会長、委員、幹事及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の費用弁償等の額及び支給方法は、会長がこれを定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 21 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。